

薬第3503号  
令和2年3月26日

毒物劇物製造業・輸入業者各位

大阪府健康医療部長

毒物劇物製造業・輸入業関係の手数料等について

平素は本府健康医療行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日より改正後の毒物及び劇物取締法が施行され、原体に係る毒物劇物製造業・輸入業の登録権限が国から都道府県知事に移譲されます。

ついては、施行日以降も、申請等受付窓口に変更はありませんが、申請手数料が下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

また、それに伴い申請書、届書の様式、提出部数に変更が生じますので、併せてお知らせいたします。変更後の様式等については大阪府ホームページの「ピピっとネット」に掲載いたします。

記

【令和2年4月1日以降の新手数料】

毒物劇物製造業輸入業登録申請	27,200円
毒物劇物製造業輸入業登録更新申請	10,200円
毒物劇物製造業輸入業登録変更申請	5,200円
毒物劇物製造業輸入業登録証書換交付申請	2,600円（新設）
毒物劇物製造業輸入業登録証再交付申請	4,100円（新設）

以上

「ピピっとネット」URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=21004>

（※本年4月1日以降確認できます。）

薬務課麻薬毒劇物グループ  
担当：久米、和田  
TEL：06-6941-9078  
FAX：06-6944-6701